

告 示

埼玉県告示第千五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

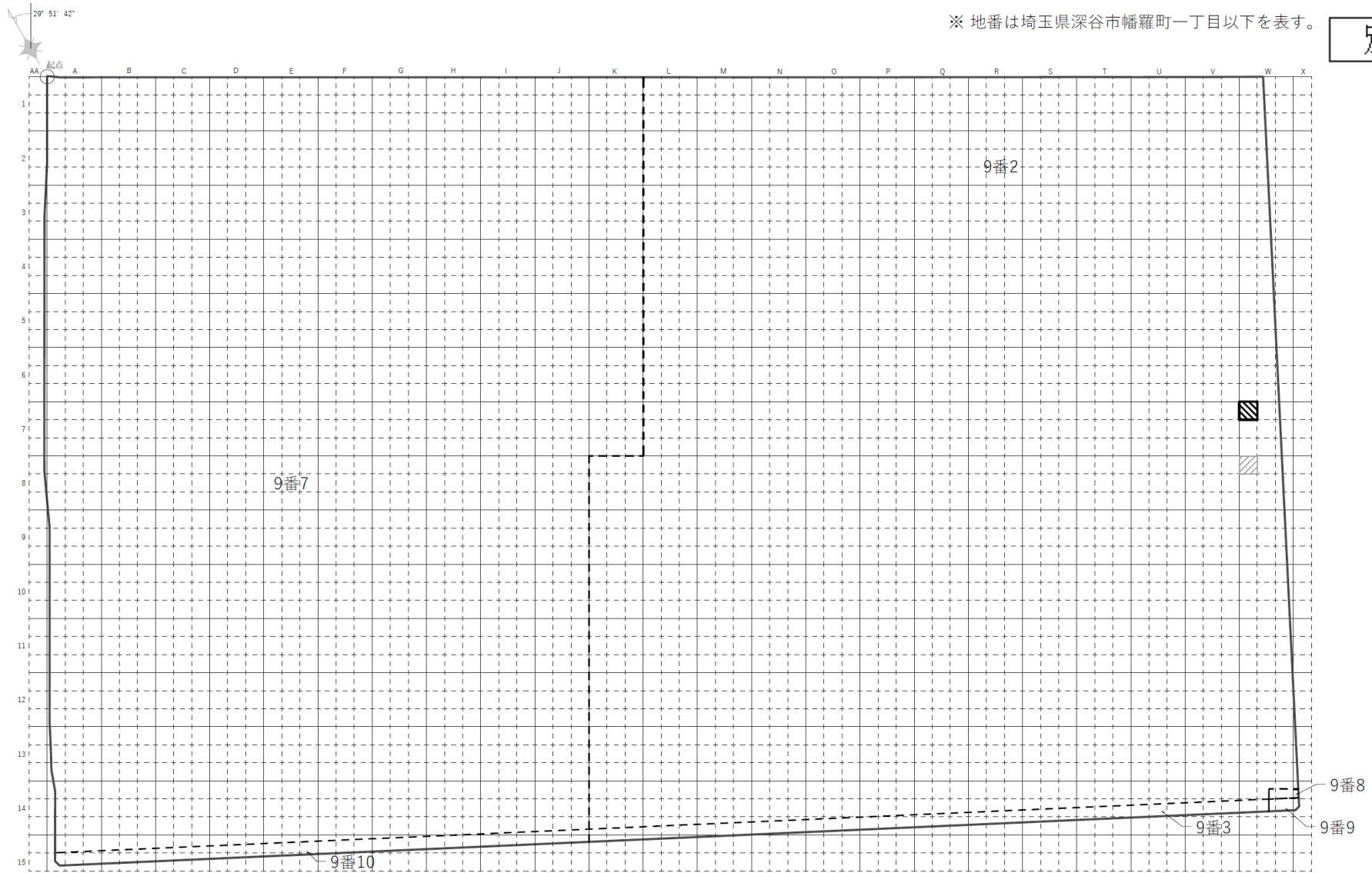
トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。

別図



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 既往指定区域_要措置区域
- ▩ 新たに要措置区域に指定される区域
- 筆界
- 30m格子
- ⋯ 単位区画

【起点】 埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】 29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。

